

大規模事故編

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の基本方針	大-1
第1 計画の目的	大-1
第2 計画の対象	大-1
第3 計画の修正	大-1
第4 他計画との関係	大-1
第2節 大規模事故への体制	大-2
第1 配備体制	大-2
第2 災害救助法の適用	大-3

第2章 大規模事故対策計画

第1節 放射性物質事故対策計画	大-5
第1 基本方針	大-5
第2 予防計画	大-6
第3 応急対策計画	大-7
第4 復旧対策計画	大-9
第2節 大規模断水対策計画	大-11
第1 基本方針	大-11
第2 予防計画	大-11
第3 応急対策計画	大-11
第3節 大規模火災対策計画	大-13
第1 基本方針	大-13
第2 予防計画	大-13
第3 応急対策計画	大-15
第4節 林野火災対策計画	大-16
第1 基本方針	大-16
第2 予防計画	大-16
第3 応急対策計画	大-17
第5節 危険物等災害対策計画	大-18
第1 基本方針	大-18
第2 予防計画	大-18
第3 応急対策計画	大-19
第6節 航空機災害対策計画	大-20
第1 基本方針	大-20
第2 予防計画	大-20
第3 応急対策計画	大-20
第7節 鉄道災害対策計画	大-22
第1 基本方針	大-22
第2 予防計画	大-22
第3 応急対策計画	大-22
第8節 道路災害対策計画	大-25
第1 基本方針	大-25

第 2 予防計画	大-25
第 3 応急対策計画	大-25

第 1 章 総 則

第1節 計画の基本方針

第1 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、市民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が増大している。

本計画は、これらの事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、震災編に準ずるものとする。

第2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のほか、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える次の災害である。

対象とする事故災害

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 放射性物質事故 | (2) 大規模断水 |
| (3) 大規模火災 | (4) 林野火災 |
| (5) 危険物等災害 | (6) 航空機災害 |
| (7) 鉄道災害 | (8) 道路災害 |

第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要が認められる場合は、野田市防災会議において修正を行う。

なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。

第4 他計画との関係

この計画は、市の地域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関又は指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

第2節 大規模事故への体制

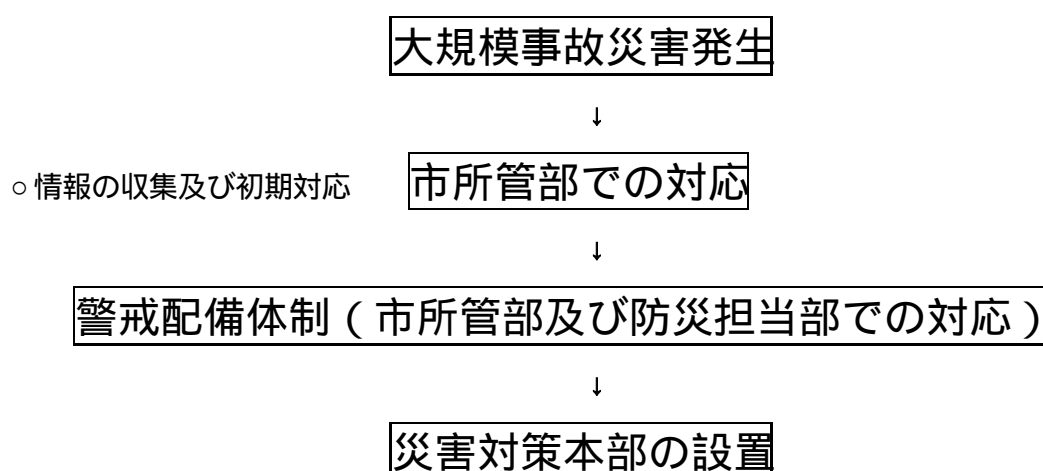
第1 配備体制

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関等の市所管部及び警察が対応にあたる。事故災害により甚大な被害が発生する場合、あるいは市民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって対応する。

なお、各機関の業務大綱及び所掌事務、本計画に記載のない事項は、震災編の規定に準ずるものとする。

1. 配備体制

大規模事故発生時の動員配備の基本は、次のとおりとする。



配備体制	配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 （警戒配備体制）	- 市域及びその周辺で大規模事故が発生し、市所管部以外の対策が必要と市長が認めたとき - その他状況により市長が必要と認めたとき	所管部の職員及び 防災安全課職員
災害対策本部設置後 （非常配備体制）	震災編を準用する	震災編を準用する

2. 情報収集・報告

防災安全課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、ファクシミリ等により消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

消防庁への直接即報基準

- | |
|---|
| (1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
(2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
(3) 119番通報の殺到状況時にその状況を報告 |
|---|

火災・災害等即報要領の直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	航空機火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力害	(1) 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） (3) 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） (4) 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (5) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられるような社会的影響度が高いもの

第2 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第 2 章 大規模事故対策計画

第 1 節 放射性物質事故対策計画

第 1 基本方針

1. 基本方針

市及び県には、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、防災指針（「原子力施設等の防災対策について（昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定）」）上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、「地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」を踏まえ、別途定める対応マニュアルによるものとする。

また、県外の原子力事業所における事故については、原子力規制委員会にて決定された、原子力災害対策指針に準じた対応をすることとする。

核原料物質：原子力基本法（昭和 30 年 12 月 19 日法律第 186 号）第 3 条第 3 号に規定する核原料物質をいう。

核燃料物質：原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質をいう。

放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素をいう。

原子力事業所：原災法第 2 条第 4 号の規定にされる工場又は事業所

核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 52 条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第 3 条の 2 第 1 項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2. 放射性物質事故の想定

県地域防災計画により、放射性物質事故を次のように想定する。

- (1) 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。
- (3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第2 予防計画

1. 放射性物質取扱施設の把握

消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制整備

県及び市民生活部は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

3. 応急活動体制の整備

市民生活部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

また、市民生活部、消防本部、野田警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

4. 放射線モニタリング体制の整備

環境部は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

5. 退避誘導体制の整備

市民生活部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

6. 放射性物質に関する教育・訓練

県、環境部及び市民生活部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施し、市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

また、県と連携をし放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

7. 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに次の事項について、国、県、市、警察及び消防等の関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、おおむね次のとおりである。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

また、県は、火災・災害等速報要領に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

総括班は県と密接な連携を図り、情報の入手に努める。

(2) 被害状況の報告

総括班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防等の関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 緊急時のモニタリング活動の実施

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

＜県による緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目＞

ア 大気汚染調査	イ 水質調査
ウ 土壌調査	エ 農林産物への影響調査
オ 食物の流通状況調査	カ 市場流通食品等検査
キ 工業製品調査	ク 廃棄物調査
ケ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	

(2) 市の措置

環境衛生班は、給水班や物資班等と連携して、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

4. 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町村に提供する。

また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会が定めた「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

これを受けて、総括班は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対し「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

5. 広報活動

広報班は、総括班からの情報に基づき防災行政無線（固定系）、野田市安全安心メール、ツイッター等により市民に周知する。また、ホームページ等で情報の提供を行う。

生活支援班は、問合せ窓口を設置し相談活動を行う。

6. 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県及び総括班は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

7. 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

8. 広域避難の受入れ

(1) 受入れ調整

市の区域外からの広域的な避難者の受入れが必要となる場合には、県は、市に協議を行う。

県から受入れの協議があり、かつ市内で同時に被災していない場合は、当該被災者を受入れる。県外からの避難者も同様である。

(2) 滞在施設の提供

県及び住宅班は、広域避難者に対し、公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第4 復旧対策計画

1. 汚染された土壌等の措置

県及び土木班は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2. 各種制限措置等の解除

県及び総括班等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3. 市民の健康管理

県及び医療救護班は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

県は、国及び市等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確に分かりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第2節 大規模断水対策計画

第1 基本方針

水質事故等により大規模な断水が発生した場合に、迅速に広報や応急給水を行うための対策について定める。

第2 予防計画

水道部は、断水が発生した場合の応急給水の実施について、マニュアルを作成し、給水車や給水資機材の確保については、関係機関等と協力体制を構築する。

市民生活部は、断水時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸の登録を推進する。

第3 応急対策計画

水質事故等の発生情報により、大規模断水が発生するおそれがある場合又は大規模断水が発生した場合は、市長の判断により対策本部を設置し全庁的な体制で必要な人員を動員して対処する。

1. 応急活動体制

給水班及び総括班は、断水の状況に応じて必要な職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、千葉県水道局、北千葉広域水道企業団等の関係機関と密接な連携を図る。

2. 応急給水活動

(1) 応急給水計画の作成

給水班及び総括班は、断水の原因、断水地域の状況を把握し、応急給水活動を行うための応急給水区域、給水方法、給水の見込み等を定めた応急給水計画を作成する。

なお、医療機関、福祉施設等の飲料水の必要を把握し、必要に応じて優先的に給水を行うものとする。

(2) 給水資機材、要員の確保

給水班及び総括班は、市の保有する給水資機材で不足する場合は、県水道局、その他水道事業体に対し、給水車、給水袋、給水人員の応援派遣を要請する。

また、給水要員は、本部長の命により各部から必要な人員を動員する。

(3) 給水活動

給水班及び総括班は、地区の公共施設等に給水拠点を設け、市民の持参した容器への給水を行う。

また、物資班は、自治会、自主防災組織等に対し、地域の避難行動要支援者への飲料水の運搬等の支援を要請する。要配慮者班は高齢者への個別給水を行う。

3. 災害広報等

(1) コールセンターの設置

電話対応班は、電話による市民等からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し、電話、必要な要員、対応マニュアル等を準備する。

(2) 広報活動

広報班は、断水発生状況や給水活動の実施予定について、防災行政無線、ホームページへの掲載等による広報活動を行う。

1. 断水情報（事前予告を含む。）

ア 断水の原因 イ 断水の地域

2. 給水情報

ア 給水拠点の位置 イ 給水時間 ウ 応急給水の方法等

3. 復旧情報

断水地域の復旧見込み

(3) トイレ対策

環境衛生班は、断水地域において水洗トイレが使用できない場合は、必要に応じて仮設トイレを公共施設、公園等に設置する。

(4) 応援要請

総括班は断水の状況により、自衛隊や県に応急給水の応援を要請する。

第3節 大規模火災対策計画

第1 基本方針

大規模火災対策計画は、市街地における大規模な延焼火災の発生により、広範囲の延焼や火災による多数の死傷者等の発生といった大規模火事災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1. 建築物不燃化の促進

都市部は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策の実施を検討する。

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命・財産を守るため、指定緊急避難場所周辺等の一定範囲の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

都市部は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、次の対策を行う。

(1) 都市緑地保全法による緑地保全地区の指定などを行い、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、市街地における火災の防止に役立てる。

(2) 都市公園は、災害時における指定緊急避難場所や延焼防止のためのオープンスペースとして防災上も有効であることから、防災都市づくりの一環として、火災に強い植栽を行うなど、防災効果の高い公園整備を進めていく。

(3) 広幅員の街路は、交通機能のみならず大規模火災時には、延焼防止機能も有している。街路樹の植栽を含め、災害に強い街づくりに貢献する街路の整備を促進する。

3. 市街地の整備

都市部は、都市基盤施設の整備とあわせて土地区画整理事業・市街地再開発事業等においては、より防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

4. 火災予防検査

消防本部は、火災を未然に防止するため、消防法等に基づき防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物への立ち入り検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

5. 住宅の防火対策

消防本部は、住宅火災の予防と被害の軽減を図るため、6月1日を「住宅用火災警報器普及促進デー」とし住宅火災における逃げ遅れの死者の低減、住宅防火の徹底、新築及び既存住宅への住宅用火災警報器早期設置を含めた住宅防火への意識の高揚を図る。

また、防災製品の活用を推進する。

6. 多数の者を収容する建築物

(1) 消防計画の作成及び遵守

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

(2) 防火対象物の点検及び報告

特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7. 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、次の事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

ア 高水準消防防災設備の整備

イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(2) 防災センターの整備

防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施

8. 文化財の防火対策

教育委員会、消防本部及び都市部は、文化財の所有者又は管理者に対して次の事項を指導する。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日を文化財防火デーとして文化財建造物の消火訓練を実施する。

9. 消防組織及び防災資機材の充実

消防本部は、消防団員の確保に努め、消防組織の充実強化を推進するための指導・支援を行う。

また、消防施設等の整備強化を促進する。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、火災の状況に応じた職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 広報活動

広報班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消火・救助班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6. 救急救助

消火・救助班は、火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

7. 交通規制

野田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を行う。

8. 救援・救護

物資班は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

第4節 林野火災対策計画

第1 基本方針

野田市は豊かなみどりに恵まれており、林野火災がひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極めて大規模火災となるおそれがあるため、林野火災への対策について定める。

第2 予防計画

1. 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

消防本部は、市報、防災行政無線、ホームページ等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

(2) 学校教育による指導

学校教育部は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、児童・生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

2. 法令による規制

消防本部は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 市条例で定める火の使用制限

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限

(3) 火入れの許可制の励行（消防法第22条第4項）

3. 林野の整備

森林所有者は、林野等を下草刈、枝打ち、間伐等を実施し、消火活動に資する。

4. 消防体制の確立

(1) 火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。

(2) 林野火災の消火に必要な機器の整備、点検に努める。

(3) 初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、林野火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに千葉県に報告する。

3. 広報活動

広報班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、千葉県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

6. 救急救助

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を要請する。

7. 立入規制

野田警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

危険物等の種類

- | |
|---|
| <p>(1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
（例）石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など</p> <p>(2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
（例）火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など</p> <p>(3) 高压ガス：高压ガス保安法第2条に規定されているもの
（例）液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど</p> <p>(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
（例）毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など</p> <p>(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
（例）紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料など</p> <p>なお、道路上での危険物等の災害については、第8節「道路災害対策計画」の定めるところによる。</p> |
|---|

第2 予防計画

市内の危険物施設に対して災害発生時の安全を図るため、消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び野田市火災予防条例等に基づき、次の対策を行う。

1. 予防査察

消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

2. 事業所防災対策の強化

消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。

また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

3. 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難勧告又は避難指示を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。

避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消火・救助班は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消火活動の応援要請を行う。

6. 救急救助

消火・救助班は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

7. 交通規制

野田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を行う。

8. 救護・救援

物資班は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

9. 環境汚染対策

環境衛生班は、危険物等による河川等の汚染を防止するため、監視を行う。流出が確認された場合は、消火・救助班や河川管理者等関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

第6節 航空機災害対策計画

第1 基本方針

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための対策を定める。

第2 予防計画

市民生活部は、関係機関とともに、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。
また、各部は災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

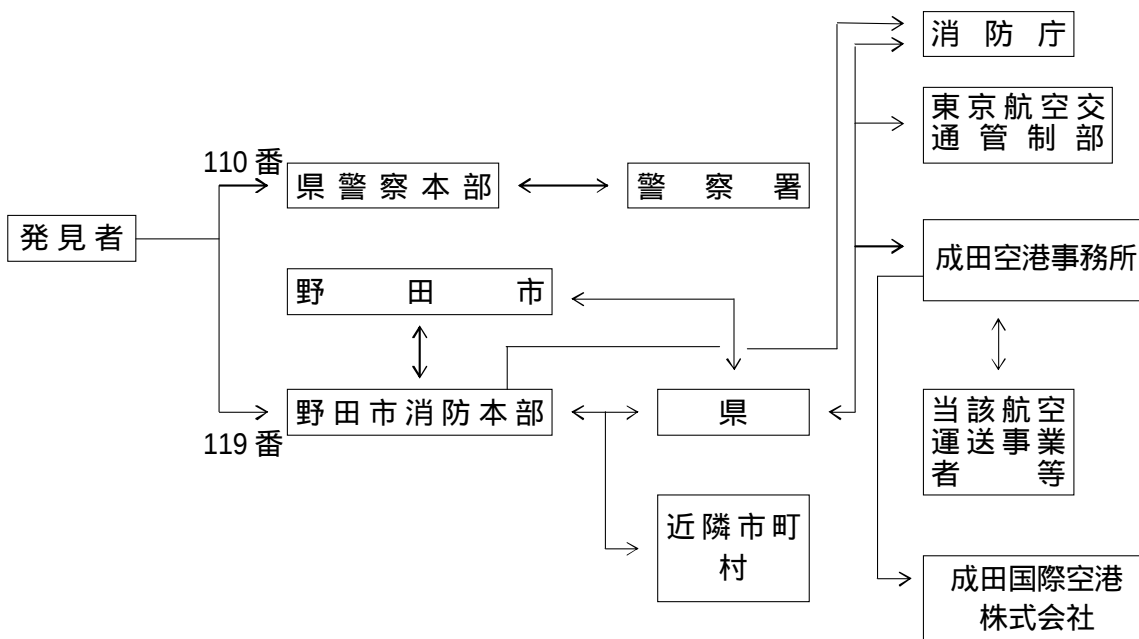
第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、被害状況を把握し関係機関に連絡する。



3. 広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、航空機災害により影響を受け危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消防本部は、化学車両、泡消火薬剤等による消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6. 救急救助

消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、野田市医師会、野田市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

7. 交通規制

野田警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

8. 遺体の収容

生活支援班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

9. 防疫・清掃

医療救護班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

環境衛生班、住宅班等は、災害現場の清掃を、震災編の清掃・廃棄物処置及び障害物の除去の定めにより行う。

10. その他支援

各班は、県、関係機関の要請により、公共施設の提供等の必要対策を支援する。

第7節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故といった鉄道災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1. 事業者による予防対策

鉄道施設等については、鉄道事業法により充足すべき構造基準が定められている。東武鉄道株式会社は、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保について、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

2. 行政等による予防対策

市民生活部及び東武鉄道株式会社は、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、国、市、道路管理者及び東武鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3 応急対策計画

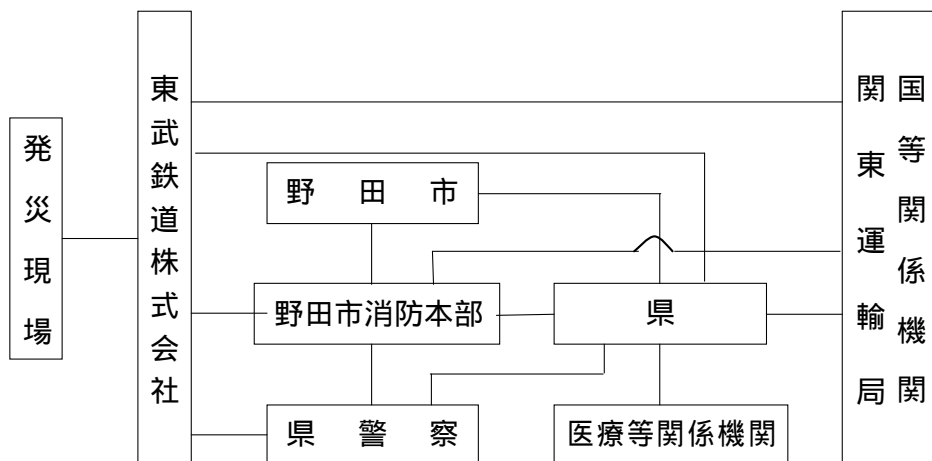
1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

被害の規模や応急措置の実施において必要がある場合は、他の市町村の応援や自衛隊の派遣要請を求める。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、被災状況を把握し関係機関に連絡する。



3. 広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い指定緊急避難場所を解放する。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

東武鉄道株式会社は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

消火・救助班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6. 救助・救護活動

東武鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

消火・救助班は、乗客、地域住民救出のため救出班を編成し、必要な救助用資機材等を投入して救出にあたる。また、民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。

医療救護班は、負傷者の救護のため災害現場に救護所を設置し、野田市医師会、野田市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。

7. 交通規制

野田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

8. 東武鉄道株式会社の応急・復旧対策

列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生した（発生が見込まれる）場合又は社会的に影響度が高い事故等のとき、関係乗務員、駅係員は、沈着冷静な判断と、臨機な処置をとり「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部 事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。

(1) 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部

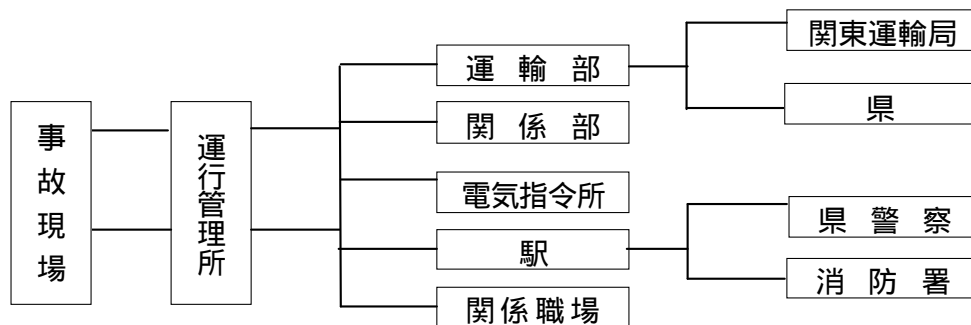
特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。

(3) 災害対策総本部

鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。

(4) 情報連絡体制

大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び各市町村の消防機関に連絡する。



第8節 道路災害対策計画

第1 基本方針

多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

計画の対象となる道路災害は、橋梁の落下、擁壁の崩落等道路構造物の被災、土砂災害による道路施設の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出などである。

第2 予防計画

1. 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

2. 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

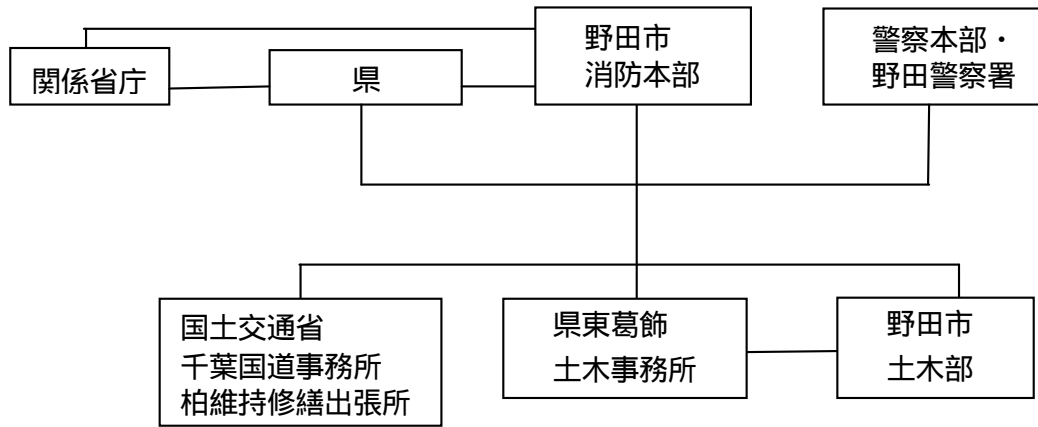
総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

輸送事業者は、危険物積載車両の事故が発生した場合、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。道路施設が被災した場合は、道路管理者は、警察署、消防本部等に通報する。

土木班は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。



3. 広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難勧告又は避難指示を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6. 救急救助

消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

7. 交通規制

野田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を行う。